

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第3号

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号、第7条第1項第1号及び第11条第1項第3号中「第15条」を「第15条第1項」に改める。

第46条中「文化市民局文化芸術担当局長」を「文化市民局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)